

女性の職業生活における活躍に関する情報の公表

公表日：2026年 4月 30日

・男女間賃金差異について

	女性	男性
正規労働者	① 4,025,775	② 4,764,154
非正規労働者	③ 2,369,630	④ 2,030,756
全ての労働者	⑤ 3,681,480	⑥ 4,176,419

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者 ⑤／⑥	88.1%
正規労働者 ①／②	84.5%
非正規労働者 ③／④	116.7%

付記事項

- ・対象期間：令和7年1月1日から12月31日まで
- ・非正規労働者：定年退職後の継続雇用職員、パート、宿直職員が該当し、派遣職員は除く。
- ・賃金：基本給、全手当、超過労働に対する報酬、賞与、通勤手当を含み、退職手当は除く。
 ※正規労働者で中途採用、中途退職した場合は、勤務月数で換算した人員数として平均年間賃金を算出。
 ※正規職員で産休、育休、休職、労災により休業した場合は、その期間を除いた勤務月数で換算した人員数として平均年間賃金を算出。
 ※パート労働者は、正規労働者の所定労働時間（8時間／日）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出。

差異についての補足説明

- ・非正規労働者：女性の有資格者が多いことと、正規労働者であった女性職員が育休取得後に短時間勤務で復職（非正規労働者として算出）したため、男女賃金の差異が100%を超えた。

・女性管理職比率について

課長職以上の女性労働者数は不在

・有給取得率（平成7年度）

78%